

令和2年度滝上町子育て世帯への

臨時特別給付金のお知らせ



新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援するため、支給対象者に一時金を支給いたします。詳細については、支給対象者の方へ個別に案内文を送付させていただいておりますので、そちらもご確認ください。

申請は必要なの？

今回、支給対象者の方において、**支給を受けるための申請はありません。**受給を拒否される場合は、案内に同封された届出書の提出が必要です。

だれがもらえるの？

令和2年4月分（3月分を含む）児童手当を支給している方が支給されます。
※ 特例給付の受給者は該当しません

いくらもらえるの？

対象児童1人につき1万円が支給されます。

※ 対象児童について下記参照

いつもらえるの？

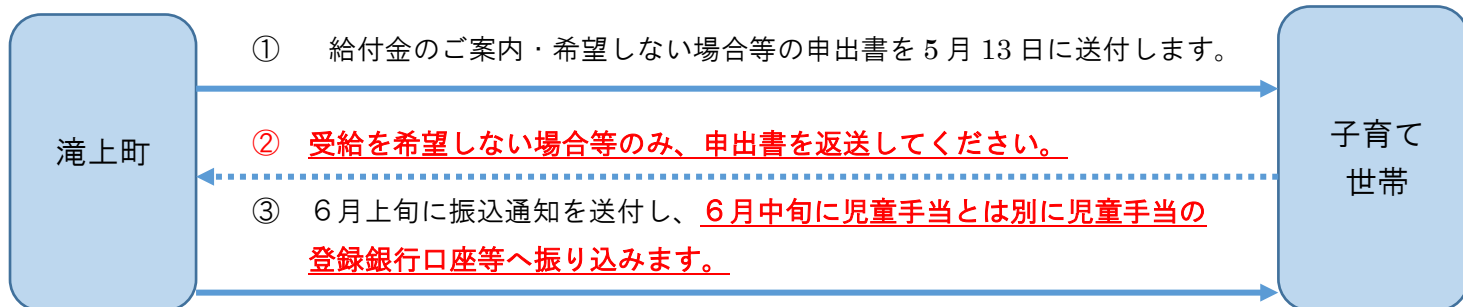
支給対象者の方には、6月の月上旬に振込通知を送付し、6月中旬頃に支給いたします。

どんなかたちでもらえるの？

児童手当を支給している口座に振り込みます。支給対象の方で、児童手当の口座の解約・変更等されている方はお早めにお申し出ください。

※ 対象児童は、令和2年4月分の児童手当の対象となっているお子さんのほか、同年3月分の児童手当の対象となっているお子さん（4月から新高校生となったお子さん等）も含まれます。

受給までの流れ（受給される方は申請の手続きは一切ありません。受給を拒否される方のみ手続きがあります。）



ご不明な点がございましたら、下記担当係までご連絡ください。

令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金のお問い合わせ先
役場保健福祉課子育て支援係 ☎ 29-2111（内線277）